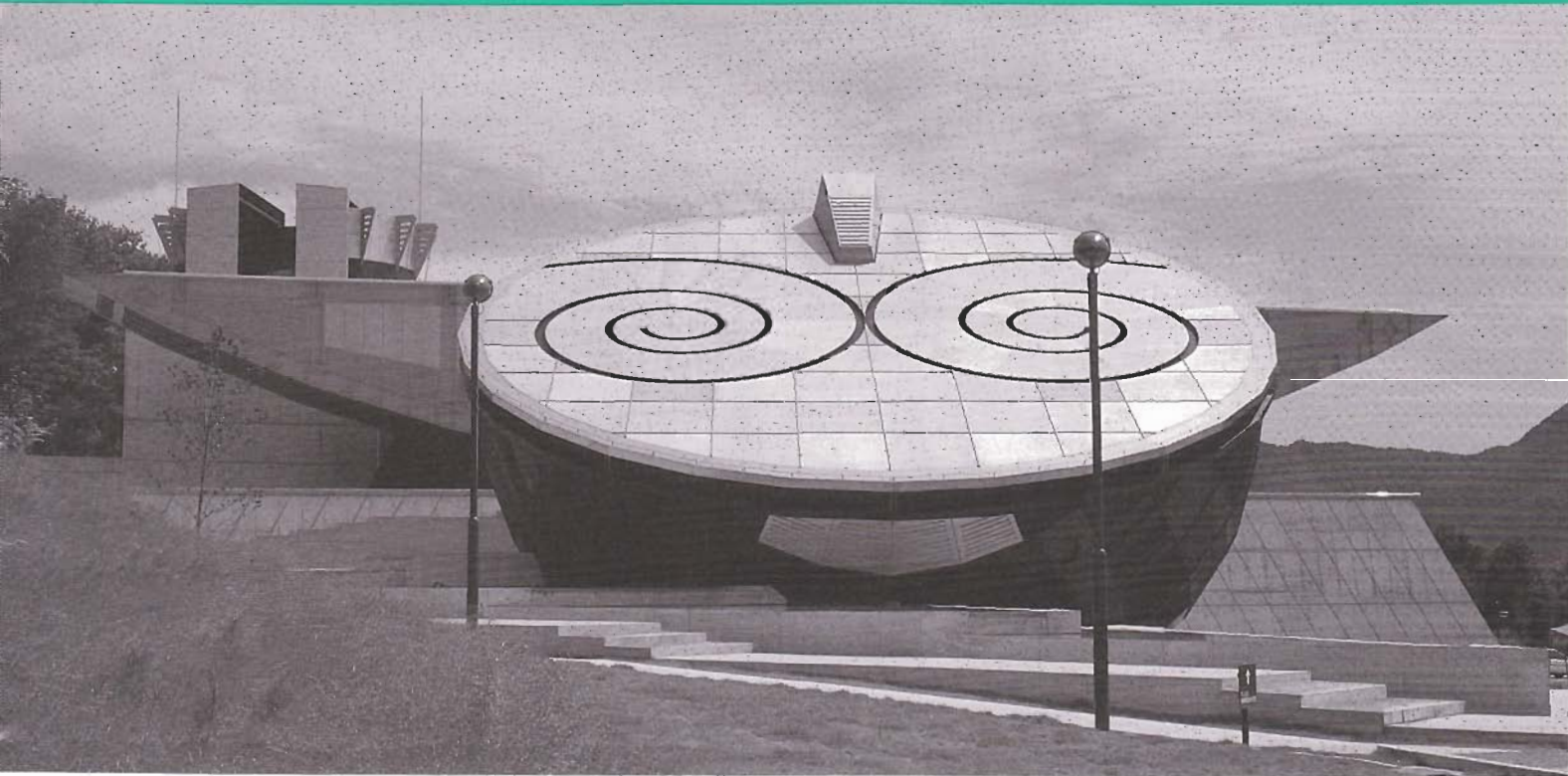




ぎょうせい はりま

No.32
1994. 1.



にしわき経緯度地球科学館「テラ・ドーム」

新年の御挨拶

—新年を迎えて—



支部長 三村 良三

健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、役員の方々を始め会員の皆様のご協力を得て支部重点事業である研修の強化、広報紙の3回発行など恙なく会務を遂行できましたことを感謝申し上げます。

昨年末には、ウルグアイラウンドの議長調整案を受け入れ、95年度からコメ市場の門戸が部分開放されることになりました。日本農業の歴史的な転換点になるものと思われまふ。農地法に係わっている行政書士の立場からも、これからの農業政策の行方に深い関心を持たねばなりません。

また、世界は冷戦終結に伴う「戦後不況」を迎えていると言われていふます。失業者の増加もあるでしょう。規制緩和、保護政策の廃止に進まざるを得ないのではないかと。これまでのような大量の申告、申請の書類作りは減少する方向に向かうものと考えられます。我々の業務への影響は避けられないでしょうが、それがどんなテンポでやってくるのかわかりません。

個々の業務もさることながら、マクロ的な情勢分析のうゑにたつて、それぞれ21世紀に向けての行政書士像を描いてみるのも、正月は良い機会ではないでしょうか。

今年、イヌ年。「犬の遠吠え」「負け犬」「犬、畜生に劣る奴」のように犬は劣った動物の典型のうゑに言われまふますが、忠犬ハチ公や名犬ラッシーなど、忠義な心が人の心を打ちまふす。

我々が仕事をするときの基本になるのは、顧客や官庁担当者を「裏切らない」心です。私は、今年「犬に劣らない」仕事を心掛けたいと思つておひります。

本年も一層ご指導、ご協力の程お願い申し上げます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

商 法 改 正

平成 5 年 10 月 1 日より施行

平成 5 年 6 月に成立した「商法等の一部を改正する法律案」が、平成 5 年 10 月 1 日から施行されています。

主な改正点

1. 「株主代表訴訟」に関する改正
2. 「帳簿閲覧権」に関する改正
3. 「監査役」に関する改正
4. 「社債制度」に関する改正

1. 株主代表訴訟

取締役が法令や定款に違反し、会社に損害を与えたため、会社にその取締役に対する訴訟を起こすように株主が請求したにもかかわらず、会社がその取締役の責任を追求する訴訟を怠っているとき、株主が会社のために取締役に対して起こす訴訟「株主代表訴訟」が容易にできるようになりました。

「株主代表訴訟」のために、原告が裁判所に支払う手数料（訴状の印紙代）が一律 8,200円となりました。これまでは株主代表訴訟の裁判に要する原告側の手数料が高額になるために、数えるほどしか訴訟が起こされませんでした。

しかし、今回の改正で株主代表訴訟が原告自身に経済的なメリットのない公共性の強い訴訟であることから、「非財産上の請求」である 95万円が訴訟目的額とされ、それに応じた手数料である 8,200円を支払えばよいことになりました。

2. 帳簿閲覧権

帳簿閲覧権が認められる株主の条件は、これまで「発行済株式総数の 10 分の 1 以上にあたる株式を保有する株主」でした。これが 100 分の 3 以上を保有する株主に改正されました。

株主から閲覧を要求された場合にはこれを拒否できるかが問題となりますが、株主の権利を行使する目的以外の請求や会社の業務運営・株主の共同利益を損なう請求などに対しては、これを拒否することができると定めています（商法 293 条 17）。

3. 監査役制度の強化

すべての株式会社に適用される改正事項として、監査役の任期が 2 年から 3 年に延長されます。「監査役就任後 3 年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで」が監査役の任期となります。

監査役の任期延長のねらいは、監査役の身分の安定をはかるとともに、2 年間の取締役の任期とあえて一致させないことで、取締役からの安直な横滑りをさせず、取締役とは一線を画した選任を行わせるため、などです。

商法特例法の改正により、大会社（資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上の会社）の監査役については、監査役の人数を 2 人以上から 3 人以上に増員すること、うち 1 人は社外監査役とすること、監査役会を設置することなどが義務づけられることになりました。

4. 社債制度

大会社の資金調達の方法として行なわれている社債には従来次のような発行制限がありました。

- (1) 無担保の普通社債——発行会社の純資産以内。
- (2) 担保付き社債、転換社債、ワラント債——発行会社の純資産の 2 倍以内。

以上の発行限度が改正により撤廃されることになりました。

社債権者保護のために、社債発行後、償還が終了するまでの事務処理を行う社債管理会社の設置が義務づけられることになりました。ただし、次のような場合は、社債発行会社の設置は任意となります。

- (1) 社債の 1 口の金額が 1 億円以上の場合。
- (2) 社債発行の相手方が 50 人未満の場合。

行政書士会に入会して

山田 浩 貴

私は、すでに司法書士を開業し、妹が行政書士を開業しておりました。ところが、この夏、その妹が結婚、神戸に嫁ぐということとなり、急遽私が行政書士を開業せざるを得なくなった次第です。私の場合、司法書士業務の一つ、所有権移転登記申請に先立っての農地申請ををがけているのみですが、それだけでもけっこう音をあげている有様です。司法書士の業務と違い、定型的な書類、定型的な文章というわけにもいかず、この行政書士業務の複雑さ、高度さに驚きました。これからすると、大規模な開発事業に関与されている行政書士の諸先輩は私の

想像を絶するようなご苦勞をなさっているのだらうなと思います。

さて、近年、規制緩和が問題となっています。規制がきつければきついほど、一般人はその許可申請に手間取り、専門家である行政書士は繁盛するのですが、やはり、良い傾向とはいえないと思います。必要以上の規制は、個人の自由な活動を阻害し、不経済で、社会に良い影響を与えないと思うからです。そこでですが、行政書士の入会に必要な書類がかなり多く要求されていますが、そのうち必要でないものがけっこうあると思います。普段、行政機関から無意味とも思えるような書類の作成・提出を求められて苦勞しているのですから、その理不尽さは良く理解されているはずで。そこで、まず行政書士会からその改善を始めたらいかがかと思ひます。

それでは、諸先輩方のご健勝とご発展をお祈り致します。

開 発 分 科 会 実 施 報 告

— 土地開発許可申請の研究会を開く —

近年における経済社会の変化、建設技術開発の進展等に伴い、より高度な土地利用を目的とした地域開発が要求されています。そして、開発許認可業務が益々多様複雑化すると共に、この開発による地域住民のニーズと関係諸法令を的確に把握しておかないと行政機関の指導に対処することが至難であります。

日頃、許認可申請を業務としている我々が、知識の修得や情報の提供を行い実務の効率化を図る目的で、許認可申請を研究課題として取り組みました。

と き 平成 5 年 11 月 22 日 午後 1 時 30 分より
 ところ 西脇市市民会館第一会議室
 出席者 12 名

当日は、行政経験を有し、実務に精通されている武川長久、坂上良祐、両会員を中心に、開発許可の種類のうち、都市計画法第 29 条（開発許可）、森林法（第 10 条 2 項）及び宅地造成等規制法（宅地造成）等に関連する諸法令について、関係資料により、具体的な事例を混ぜながら進めて行きました。

また、各市町には開発指導要綱がありますので、業務を受注された場合は、必ず市町の担当者及び県の出先の

事務所等を訪れ、許可対象となるか否かを事前に確認することが大切であるし、誰と協議したかを記録しておかないと、手もどり等があり後で苦慮する等の実務上の手順についても詳しく説明されたので大変理解がしやすかった。

最後に、各会員からこれまで携わってこられた実務で取扱いに苦しかったことや、問題点についてお互いに話し合い交流を深めました。中には行政機関や担当者によって指導が異なることや、申請から許認可までの期間が長過ぎる等の行政機関に対する要望もありましたが、行政書士としての資質の向上に有意義な研究会であったことを申し述べ、報告といたします。



お知らせ

▷会員の動向

- 退会 9月30日 杉浦幸次会員 (加西市)
 - 9月30日 岡田一雄会員 (加西市)
 - 9月30日 古家 二会員 (加西市)
 - 入会 11月1日 山田浩貴会員 (多可郡)
- 11月1日の会員数 96名

▷会費納付についてお願い

会費未納の方は至急納付していただけるようお願い申し上げます。

会費未納の場合、福利厚生共済規則における給付が受けられません。

あの町この村 〈東条町〉

ようこそ!湯ったり気分へ



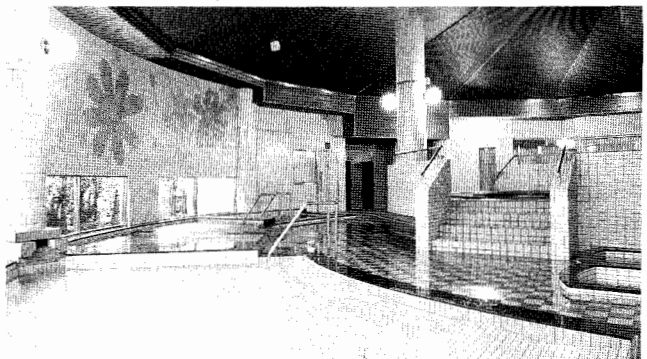
昨年、全面改修され、9月に新装オープンした東条温泉とどろき荘。深く萌える緑の山々を背にしてゆるやかに流れる東条川の岸边に近代建築美の粋をきわめ客室や大浴場はもちろん、会議室や食堂、多目的ホールなど純和風と洋風のマッチしたゆったりくつろげる空間が用意されています。

- 施設 / *建築面積 3,610.8㎡
- *宿泊 15室
(和室8室、洋室5室、身障者洋室2室)
- *会議 多目的ホール(収容300人)
和室1室、洋室2室
(収容2~40人)
- 開館 / 午前9時~午後9時
(入浴時間は午前10時~午後9時まで)
- 休館 / 毎週水曜日

「川柳」

題「ゴルフ」
ゴルフコンペで各地のCCへ行き
思いのままに作ったものです。

- 春 久方の グリーンエースに 雨が降る
(グリーンエースCC)
- 夏 ダブ打って ミミズ飛び出す ティショット
(山陽CC)
- 夏 ホホかぶり 青いひとみの キャディーさん
(福井武生CC)
- 秋 目がさめた バンカーショットが ノーズプロで
(加西CC)
- 冬 白球が 白杭はるか 鳥追う
(旭国際姫路CC)
- 昼めしの ビールがきいて 後半は
球も酔いしか 右や左に (城山GC)
- おそまつな バンカーショットを 三つたき
優勝のがして くやしさがつくり
(西脇CC)
(王子加寿美)



- その他 /
当施設の周辺には、野外活動センター (健康の森)、中央公民館や体育館、グラウンドなどがあり、会議やスポーツのあとの疲れをいやすのに最適です。

編集後記

20年以上前に書かれた占星術の書に、1994年は、世界的金融恐慌が起こり、日本では政変を生ずとあります。それに近い状況なのには驚かされます。
本年も御協力の程、宜しく願い申し上げます。

ぎょうせい はりま No.32

発行日 平成6年1月1日発行
 発行人 三村良三
 発行者 兵庫県行政書士会 東播支部
 〒677 西脇市高田井町35-1
 三村良三事務所内
 TEL 0795-23-4522